四の表示事項の欄に定めるところにより表示すること。）	三　製品のモル濃度比（ナトリウムとブドウ糖の比をいう。以下この表において同じ。）が、１：１から１：3.5までの範囲に入るものであること。 四　製品の浸透圧が300mOsm／Ｌ以下であること。 2　粉末状等の食品にあっては、申請者があらかじめ指定したとおりに調製した後の状態において、１の規定を適用することができるものであること。 栄養成分：100mL当たりの栄養成分の量 ナトリウム：92㎎以上138㎎以下 カリウム：59㎎以上98㎎以下 塩素：106㎎以上212㎎以下 ブドウ糖：1.00ｇ以上2.60ｇ以下		四　医師、管理栄養士等に相談し、その指導に従って使用することが適当である旨 五　医師からナトリウム又はカリウム摂取量の制限を指示された場合にあっては、必ず医師に相談し、その指導に従って使用する旨 六　100mL当たりのナトリウム（食塩相当量に換算したもの）、カリウム、塩素及びブドウ糖の含有量並びに製品のモル濃度比及び浸透圧（ただし、粉末状の製品にあっては、１包装当たりの量も表示すること。）

［表を加える。］

別表第四（第八条第一項第十二号関係）

要件	表示事項
次に掲げる全ての要件を満たすものであること。 一　特定の疾病のための食事療法の目的の達成に資するための効果が期待できるものであること。 二　食品又は食事療法を実施するに当たり、疾病の治療等に関与する食品の成分（以下この表において「関与する成分」という。）について、食事療法上の効果の根拠が医学的及び栄養学的に明らかにされていること。	一　「病者用食品」の文字 二　医師に指示された場合に限り用いる旨 三　個別に許可された表示に係る疾患に適する旨 四　医師、管理栄養士等に相談し、その指導に従って使用することが適当である旨 五　食事療法の一環として使用することが適当なものであって、多量摂取により疾病が治癒するものではない旨 六　表示許可の条件として示された事項がある場合は当該事項